

国住指第 2 4 9 4 号
平成 2 5 年 1 0 月 1 5 日

各都道府県建築主務部長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長

病院及び診療所の防火設備に係る緊急点検について

1 0 月 1 1 日に福岡県福岡市の整形外科において発生した火災により死者 1 0 名、負傷者 5 名の犠牲が出たことは、誠に遺憾である。

この火災については、現在関係当局により原因等の究明が行われているところであるが、今回火災のあった建物は建築確認の届出をせずに増築され、その際、煙感知方式に改修すべき防火戸が温度ヒューズ式のままとなっていることなどが確認されている。また、少なくとも防火戸が作動しなかったことが被害の拡大につながったと考えられているところである。かかる火災の被害を防止するため、下記により病院及び診療所の増改築の有無等及び防火設備の状況について緊急点検をお願いする。

なお、貴管内特定行政庁に対して、この旨を周知するとともに、貴都道府県において貴管内特定行政庁における点検結果をとりまとめて、当職まで報告をお願いする。

記

1 . 点検対象

建築基準法別表第一に規定する病院及び診療所(患者の収容施設があるもの。以下同じ。) で、次のいずれかに該当するもの。

- ・地階又は 3 階以上の階を病院又は診療所の用途に供するもの
- ・病院又は診療所の用途に供する部分の床面積の合計が 3 0 0 m²以上のもの(平屋建てのものを除く。)

2 . 点検方法等

ア . 特定行政庁は、上記 1 . の点検対象のうち、定期調査報告の対象に指定しているものについては、直近の定期調査報告書をもとに、以下 のとおり確認すること。

無届による増改築の有無等について、確認申請書等と照合し確認

防火設備の部分(管理の状況に係る部分含む。) について、要是正の有無を確認

なお、定期調査報告がなされていないものについては、建築基準法第 1 2 条第 5 項に基づき、建築物の所有者・管理者等に対し、増改築の有無等(増改築を行っている場合はその時期と確認を受けた年月日) 及び防火設備の状況(管理の状況に係る部分含む。以下同じ。) について国土交通省告示第 2 8 2 号(平成 2 0 年 3 月 1 0 日) において定め

る定期調査報告における調査の項目、方法等に基づき建築士等に調査させた結果の報告を求めた上で、上記 について確認すること。

イ．特定行政庁は、上記 １．の点検対象のうち、定期調査報告の対象に指定していないものについては、建築基準法第 12 条第 5 項に基づき、建築物の所有者・管理者等に対し、増改築の有無等（増改築を行っている場合はその時期と確認を受けた年月日）及び防火設備の状況について国土交通省告示第 282 号（平成 20 年 3 月 10 日）において定める定期調査報告における調査の項目、方法等に基づき調査した結果の報告を求めた上で、上記アの について確認すること。

ウ．特定行政庁は、上記ア．及びイ．の確認において、定期調査報告等の報告内容が不適切であるなど、増改築の有無等及び防火設備の状況について確認が困難なものについては、立入調査等を行い確認すること。

３．違反の是正

特定行政庁は、点検の結果、無届による増改築等があったものについては、建築基準法令の適合状況を確認し、違反する事項が認められた場合は、速やかに是正指導を行うこと。また、防火設備の部分について要是正事項が確認されたものについても、速やかに是正指導を行うこと。度重なる指導にもかかわらず、正当な理由なく是正が行われない場合には、建築基準法第 9 条による違反是正命令等を発するなど必要な措置を講じること。

また、既存不適格である建築物においても、防火設備の適切な管理等を建築物の所有者・管理者等に促し、必要な範囲で行政指導を行うこと。

４．点検結果の報告

各都道府県は、点検結果について別記様式にとりまとめの上、平成 26 年 1 月 15 日(水)までに下記担当に報告すること。

５．その他

特定行政庁は、上記 １．の点検対象以外の施設についても、関係機関等から建築基準法令に違反している又は違反している疑いがある旨の通報があった場合には、必要に応じて立入調査等により事実を確認の上、是正指導を行うこと。度重なる指導にもかかわらず、正当な理由なく是正が行われない場合には、建築基準法第 9 条による違反是正命令等を発するなど必要な措置を講じること。

担 当：国土交通省住宅局建築指導課建築物防災対策室 野原、鈴木
電 話 03-5253-8111（内線39-563、39-569）
F A X 03-5253-1630
mail suzuki-k2f2@mlit.go.jp
nohara-k2f2@mlit.go.jp

病院及び診療所の防火設備に係る緊急点検について

都 道 府 県 名
担 当 部 課 (係) 名
担 当 者 名
連 絡 先 (電 話)
メー ル ア ド レ ス

建築基準法令への適合状況

< 増改築等の状況 >

	件数 (件)	割合 (%)
無届による増改築等		
うち建築基準法令に関する違反を把握したもの		
うち是正指導を行ったもの		
うち是正済みのもの		

< 防火設備の状況 >

	「1. 点検対象」のうち 定期報告の対象に指定しているもの		「1. 点検対象」のうち 定期報告の対象に指定していないもの	
	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)
防火設備の状況				
うち建築基準法令に関する違反を把握したもの				
うち是正指導を行ったもの				
うち是正済みのもの				

福岡市博多区整形外科火災について

住宅局建築指導課

平成25年10月15日

1 . 火災の概要 (総務省消防庁による)

発生日時 : 平成 2 5 年 1 0 月 1 1 日 (金) 覚知 2 時 2 2 分

発生場所 : 福岡県福岡市博多区住吉 5 丁目 29-13

被 害 者 : 死者 1 0 人

負傷者 5 人 (重症 4 人、中等症 1 人)

火災概要 : 焼損面積 4 1 5 m²

火災原因 (確認中)

平成 2 5 年 1 0 月 1 1 日 (金) 3 時 3 9 分鎮圧、 4 時 5 6 分鎮火

2 . 建物の概要 (総務省消防庁、福岡市による)

構造 : R C 造・耐火構造 (一部 S 造・準耐火構造)

階数 : 地上 4 階、地下 1 階建て

用途 : 複合用途 (診療所併用住宅)

1、2 階は診療所、3 階が住宅、4 階は実態として寮として使用。

建築面積 : 2 0 3 . 5 9 m²

延べ面積 : 約 7 2 0 m²程度 (昭和 4 8 年建築確認時以降の
増築部分 (約 5 0 m²) があるため面積は概数)

定期報告の対象外

3 . 建築経過 (福岡市による)

昭和 4 4 年 7 月 8 日 建築確認 (新築)

・鉄骨造 3 階建て建築物 診療所兼居宅、延べ面積 2 9 3 . 7 4 m²

昭和 4 8 年 7 月 1 2 日 建築確認 (増築)

・鉄筋コンクリート造 (地上 4 階、地下 1 階) 診療所併用住宅、

延べ面積 3 6 6 . 4 9 m²

昭和 4 8 年の増築後、さらに無届で増築された部分 (1、3、4 階で計約 5 0 m²)
があることが確認された。増築時期について、1 階部分は 2、3 年程前であり、
3、4 階部分については不明。

4 . 防火戸の状況

- ・ 1、2 階は温度ヒューズ式防火戸及び熱又は煙感知式 (どちらかは不明) の防火戸が設置され、3、4 階は常時閉鎖防火戸が設置されているが、1、2 階及び 4 階は閉鎖されなかったと考えられる。3 階は不明。
- ・ 4 階部分は扉をヒモで縛り、閉まらないようにされていた。
- ・ 1 階及び 2 階部分は温度ヒューズ式で全てヒューズが溶けていたが扉は閉鎖していなかった。

5 . 建築基準法令違反関係

- ・ 無届による増築
- ・ 増築 (無届によるもの) に伴い煙感知方式に改修すべき防火戸の感知装置を温度ヒューズ式等のままに放置
- ・ 吹抜部分 (無届で増築された部分) の防火区画の不備

- ・ 1 階の無届による増築部分及び増築により生じた無窓の居室（ 2 階診察室、 3 階居室）における排煙設備の未設置
- ・ 非常用照明の未設置（ 1 階通路、 2 階厨房）

6 . 国土交通省の対応

- ・ 福岡市に対し、火災の状況等について情報収集を実施。
- ・ 本省職員及び九州地方整備局職員は福岡市とともに 1 0 月 1 1 日（金）及び 1 2 日（土）に現地調査を実施。